常滑市週休２日制工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保及び多様な働き方の実現に向けた取り組みの一つとして、市が発注する週休２日制工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　現場閉所　巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（２）　祝日　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（３）　工事完成日　完成通知書を提出した日をいう。

（４）　一般土木工事等　次号から第８号までに示す工事以外の工事をいう。

（５）　農地工事　土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事をいう。

（６）　林務工事　森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事をいう。

（７）　建築工事　公共建築工事費積算基準を適用する工事をいう。

（８）　港湾・漁港工事　愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事をいう。

（対象工事）

第３条　市が発注する工事で、令和７年４月１日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

（１）　著しく施工期間が短い工事（漁港・港湾工事においては対象期間が28日以内の工事、その他の工事においては施工必要日数が５日以内の工事）

（２）　通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（３）　緊急の応急復旧工事

（４）　その他発注者が週休２日制工事等に適さないと判断した工事

（週休２日制工事の形式等）

第４条　週休２日制工事の形式は、次のとおりとし、その達成状況の評価方法は、市長が別に定める。

（１）　港湾・漁港以外の工事

ア　完全週休２日（土日）　次条第１号に規定する対象期間内において土曜日及び日曜日を基本の現場閉所日とすることをいい、１週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合において、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するとき、又は夜間工事を行う場合において、曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日

曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所を行うときは、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

イ　月単位の週休２日　次条第１号に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数を対象期間日数で除して得た割合をいう。）が28.5%（４週８休）以上であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所において28.5%に満たない月がある場合において、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行うときは、月単位の週休２日を達成しているものとみなす。

ウ　通期の週休２日　次条第１項第１号に規定する対象期間内において現場閉所率が28.5%（４週８休）以上であることをいう。

（２）　港湾・漁港工事

週休２日（４週８休）　次条第２号に規定する対象期間の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の８月の３日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含め６日）を現場閉所対象日とし、対象期間に現場閉所対象日分の現場閉所日がある場合をいう。この場合において「４週８休」とは、起算する土曜日から始まり４週目の金曜日までで終わる４週間又は起算する月曜日から始まり４週目の日曜日までで終わる４週間を１期間目とし、５週目の土曜日から８週目の金曜日又は５週目の月曜日から８週目の日曜日までで終わる４週間を２期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完成日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる現場閉所対象日の日数分の閉所日又は休日の取得があることをいう。ただし、工事着手日を除いた最初の土曜日又は起算する月曜日から１期間目を起算することとし、工事完成日直前の１期目の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

（対象期間）

第５条　評価の対象期間は、次のとおりとする。

（１）　港湾・漁港工事以外の工事

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は、工事の始期）から工事完成日までのうち、次の期間を除いた期間とする。

ア　準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）

イ　後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）

ウ　夏季休暇（３日間）

エ　年末年始休暇（６日間）

オ　工場製作のみの期間

カ　工事全体を一時中止している期間

キ　発注者が週休２日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）

（２）　港湾・漁港工事

工事着手日から工事完成日までの期間とする。

（取組内容）

第６条　工事の発注者及び受注者が取り組むべき内容は、次のとおりとする。

（１）　発注者は、特記仕様書において、次のことを明示する。

ア　本要領の対象工事であるか否か

イ　週休２日を実施しない工事の場合は、その理由

ウ　対象工事の場合で、第５条第１項第１号キに該当する週休２日の対象外の作業を設定する場合は、その内容

（２）　本要領の対象工事は、工事名の末尾に「（週休２日）」を追記する。

（３）　対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、実施する週休２日の形式を記載する。

（４）　対象工事の受注者は、工事完成日までに実施結果を提出する。

（５）　発注者が週休２日制工事等に係るアンケート調査、ヒアリング調査等を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（週休２日の取得に要する費用の計上）

第７条　本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等外注が想定される業務については、補正の対象としない。

（１）　林務工事

ア　発注者は当初設計にて、次の補正率表の月単位の週休２日の補正率を適用する。

補正率表（林務工事）

現場閉所状況の適用区分	完全週休２日（土日）	月単位の週休２日（４週８休以上）	通期の週休２日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

イ　現場閉所状況に応じて順次補正率を変更する。

ウ　市場単価の補正対象及び補正率は、別表第１－１による。

エ　土木工事標準単価の補正対象及び補正率は、別表第１－２による。

（２）　建築工事

ア　発注者は次のいずれかによる方式を基本とし、方式に応じた補正率を適用する。

（ア）　完全週休２日（土日）Ｉ型　受注者が工事着手前に完全週休２日（土日）に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式。月単位の週休２日の取組みを必須とする。

（イ）　完全週休２日（土日）Ⅱ型　受注者が工事着手前に完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日又は月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。通期の週休２日の取組みを必須とする。

イ　発注者は当初設計にて、完全週休２日（土日）Ｉ型は次の補正率表の月単位の週休２日の補正率を適用し、完全週休２日（土日）Ⅱ型は補正率を適用しない。

補正率表（建築工事）

現場閉所状況の適用区分	完全週休２日（土日）	月単位の週休２日（４週８休以上）	月単位の週休２日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
現場管理費	1.00	1.00	1.00

ウ　完全週休２日（土日）Ｉ型において月単位の週休２日が達成できない場合、補正をしない。ただし、工事着手前に受注者が完全週休２日（土日）の取組を希望する場合について協議が整い、完全週休２日（土日）が達成できた場合は、完全週休２日（土日）の補正率を適用する。

エ　完全週休２日（土日）Ⅱ型において工事着手前に受注者が完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日の取組を希望する場合について協議が整い、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日が達成できた場合は、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日の補正率に変更する。

オ　市場単価は、別表第２－１から別表第２－３までの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

・市場単価×新営補正率

・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

・市場単価×新営補正率

・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

・市場単価×改修補正率

・補正市場単価×改修補正率

カ　物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表４―１から別表４―３までの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

・物価資料の掲載価格×改修補正率

キ　シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

$$\text{週休２日補正後のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用いたベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

（３）　港湾・漁港工事

ア　発注者は当初設計にて、次の補正率表の４週８休以上の補正率を適用する。

補正率表（港湾・漁港工事）

現場閉所状況の適用区分	４週８休以上	４週８休未満（補正なし）
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00

イ　４週８休以上が達成できない場合、補正しない。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日要領第３号）

（施行期日）

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の常滑市週休２日制工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の常滑市週休２日制工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

別表第１―１（第７条関係）

林務工事における市場単価の補正率

名称	区分	完全週休２日	月単位の週休２日
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
鉄筋挿入工		1.01	1.01

（ロックボルト工）			
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

別表第１―２（第７条関係）

林務工事における土木工事標準単価の補正率

名称	区分	完全週休２日	月単位の週休２日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

別表第２―１（第７条関係）

建築工事における市場単価の補正率

工種	摘要※	完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日	
		新営補正率	改修補正率

仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01

建具 （ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具 （シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表第２―２（第７条関係）

建築工事における電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15

	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600Ｖ絶縁電線及び600Ｖ絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

別表第２―３（第７条関係）

建築工事における機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22